

銚子円卓会議地方創生インターンシップ事業業務委託仕様書

1 委託業務名

銚子円卓会議地方創生インターンシップ事業業務委託

2 目的

地域通貨の流通店舗や市内の事業所の協力のもと、将来のまちづくり人材の育成、移住定住のきっかけづくりにつなげるため、インターンシップの受け入れを推進し、地域を知り、地域の可能性を探る若年層が、継続的に地域と関わる仕組みとしての実践型インターンシップ事業を行う。

※銚子円卓会議の概要や取り組みについては、銚子円卓会議ウェブページをご覧ください。[\(http://choshientaku.com/\)](http://choshientaku.com/)

3 委託期間

契約締結日から平成30年3月26日まで

4 委託業務の内容

委託業務内容は次のとおりとする。

なお、実施にあたっては「銚子円卓会議」と連携し、十分な効果が得られるよう調整を行うこと。

(1) インターンシップ事業に関するスタートアップセミナーの開催

銚子円卓会議及びインターンシップ受け入れ企業向けのスタートアップセミナーを実施すること。

(2) インターンシッププログラムの開発・実践支援

ア 担当者を選任・配置し、インターンシップ事業の取組促進につながる研修を複数回実施すること。なお、研修場所については、銚子市内とすること。

イ 地域独自のインターンシッププログラムの開発・実践する取組をサポートすること。また、事業の実施について、独自の提案やアドバイス等を行うこと。

なお、受け入れ企業数は、3企業程度、インターン生は3名程度を目標とする。

ウ インターンシップ受け入れ企業の新規開拓をサポートすること。

エ インターンシップ事業の周知・広報の実施及び応募者の受付・選考方法・受入れ方法等の支援を行うこと。

なお、上記内容の情報発信については、受託者のホームページや SNS も活用すること。

オ 担当者によるフォローアップを適宜実施すること。

(3) 先進事例の調査のための先進地域の視察支援

先進地域の視察に関して、候補地の選定や事前調整、現地コーディネートを行うこと。

(4) 参加者等へのアンケートの実施

インターンシップ参加者及び受け入れ企業に対してアンケート調査を実施し、分析・評価すること。また、その内容についてA4判の冊子及び電子データにまとめること。

(5) 交流会・成果報告会の開催支援

インターンシップ参加者及び受け入れ企業並びに銚子円卓会議関係者が参加する交流会及び成果報告会が円滑に開催できるようサポートすること。

(6) 地方創生インターンシップポータルサイトへの登録支援

地方創生インターンシップポータルサイトに掲載する内容を精査し、登録手続きをサポートすること。

5 実施体制について

事業実施にあたり、インターンシップ関連事業や移住定住促進関連事業に従事した経験を持つ者を配置し適切なサポートを行うこと。

6 業務の報告等

(1) 実施状況等の報告

受託者は、銚子円卓会議の指示に基づき、適宜、銚子円卓会議に実施状況等を報告すること。

(2) 業務完了報告書

受託者は、業務完了後は業務完了報告書（冊子及びデータ）を作成し納品すること。なお、報告書は写真等を掲載し、インターンシップ等の実施状況が分かるよう作成すること。

(3) 業務の確認

銚子円卓会議は、上記（1）、（2）の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は銚子円卓会議からの求めによりこれに立ち会うものとする。なお、銚子円卓会議が行った現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、銚子円卓会議の指示に従い受託者は速やかに改善するも

のとする。

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は銚子円卓会議に帰属する。

8 個人情報の保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、関係法令に則り、適正に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、銚子円卓会議の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 受託者は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- (4) 本仕様書に定める業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに銚子円卓会議に連絡する。
- (6) 本業務実施に伴う苦情等に関しては、銚子円卓会議と受託者が協議の上解決に向けた取り組みを行うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項または業務遂行上、疑義が生じたときは銚子円卓会議と協議するものとする。